

# 予防接種を受けましょう



●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

- ・予防接種は、病気に対して抵抗力を持った強い体にするために行うものです。予防接種法に基づき、町が実施する接種を「定期接種」といいます。
- ・定期接種は現在、ロタ、B型肝炎、小児肺炎球菌、5種・4種・5種混合、ヒブ、BCG、MR(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、2種混合などの各ワクチンがあります。法律が改正され定期接種の種類が変更になることもあります。予防接種の効果や副反応を十分理解して接種することが大切です。
- 令和6年4月から変わる予防接種5種混合ワクチン
  - 令和6年4月から5種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)が定期接種となります。
  - 小児肺炎球菌ワクチン
  - 令和6年4月から沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンが定期接種となります。
- 子どもが予防接種を受ける時の注意
  - ・予診票は、子育て・健診センターで接種履歴を確認して、お渡します。接種間違いを防ぐために、必ず母子手帳を持参してください。
  - ・定期の予防接種は、医療機関で実施していません。詳しくは通知などでお知らせします。
  - ・体調が良い時に受けましょう。
  - ・保護者が同伴してください。やむを得ず親族などが同伴する場合は、委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。
  - ・母子手帳、住所が分かる物をご持参ください。
  - ・年齢や接種間隔に誤りがないように確認しましょう。

## 75歳以上の皆さんへ※1

## 令和6年度から後期高齢者医療の保険料率などが変わります

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114



後期高齢者医療制度では、医療費の支出に見合う保険料収入を確保するため、2年に1度保険料率などを見直しています。皆さんが納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 令和6・7年度の保険料の計算方法

$$\text{年額保険料 上限80万円} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり) 58,000円} + \text{所得割額 (基礎控除(43万円)後の総所得金額等) × 所得割率10.98\%}$$

※令和5年度までに被保険者になっている人は令和6年度は73万円

※令和5年度の基礎控除後の総所得金額等が58万円までの人は令和6年度は10.8%

保険料(年額)は、全員が納める定額部分の均等割と、年収に応じて納める部分の所得割を合計して、個人単位で計算します。

## 令和6年度接種対象者 ワクチンは早めに接種しましょう!

### MR(麻しん・風しん)ワクチン(2期)、二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)

ワクチンの種類	対象者
MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

- 接種期限 令和7年3月31日
- ※対象者にお知らせと予診票を郵送します。できるだけ早めに接種しましょう。

### 日本脳炎ワクチン

- 接種対象者
  - (1)日本脳炎第2期
    - 9歳から13歳未満の人で未接種者
  - (2)特例措置対象者
    - 平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人
- ※積極的勧奨の差し控えの影響で日本脳炎予防接種を受けられなかった人



### HPV(子宮頸がん)予防ワクチン

令和6年4月から、HPVワクチンのキャッチアップ対象者に、平成19年度生まれが加わります。  
※キャッチアップ接種期間は令和7年3月末で終了

- 接種対象者※未接種者が対象
  - (1)小学校6年生～高校1年生相当
    - ※平成20年4月2日～平成25年4月1日生まれ
  - (2)キャッチアップ対象者
    - ※平成9年度生まれ～平成19年度生まれの人
    - ※積極的勧奨の差し控えの影響でHPV(子宮頸がん)予防接種を受けられなかった人

### 高齢者用肺炎球菌予防ワクチン

令和6年4月から高齢者肺炎球菌の定期接種対象者は、65歳の者(65歳以上66歳未満)か、60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸機能に障がいがある人(身体障がい者手帳1級相当)です。対象者には介護保険証を交付するときに申込書を配布します。  
※「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌抗原ポリサッカライドワクチン)」を接種したことがある人は、費用助成の対象外です。

- 接種対象者
  - (1)令和6年度に65歳の誕生日を迎える人で65歳の誕生日から66歳の誕生日を迎える前日まで
  - (2)60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が制限される程度の障がい(身障者手帳1級相当)

### 所得が低い人への均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+(10万円×(給与・年金所得者の数-1))を超えない世帯	7割	17,400円
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+(10万円×(給与・年金所得者の数-1))を超えない世帯	5割	29,000円
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+(10万円×(給与・年金所得者の数-1))を超えない世帯	2割	46,400円

- 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。
- 均等割の軽減判定の総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得は、高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

※1 65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

### 保険料の計算例(年額) 単身で本人の収入が年金196万円の場合

【均等割額】	年金収入 196万円 - 年金控除額 + 高齢者特別控除 125万円 = 基準額 71万円	5割軽減 該当	【所得割額】	年金収入 196万円 - 年金控除額 110万円 = 基準額 86万円	
軽減前均等割額 58,000円	× 軽減割合 5割	= 均等割額 29,000円	基準額 - 基礎控除額 86万円 - 43万円	× 所得割率 10.98%	= 所得割額 47,214円
【1年間の保険料】		均等割額 29,000円 + 所得割額 47,214円	= 76,200円 (100円未満切り捨て)		